

三田市在宅医療・介護連携 支援センター 通信 vol.9



三田市在宅医療・介護連携支援センター

〒669-1321

三田市けやき台3丁目1番地1 三田市民病院内

TEL:079-565-8766

FAX:079-565-2667

担当:宮田・石橋

医療・介護関係者の皆様へ

平素より三田市在宅医療・介護連携支援センターの運営にご協力・ご理解いただきありがとうございます。三田市在宅医療・介護連携支援センター通信 第9号を発行いたしましたので、ご覧ください。新型コロナウイルスに加え、暑さ厳しき折ではございますが、お体にはくれぐれもお気をつけください。

～令和3年度 医療介護資源情報 更新を行いました！～

お忙しい中、更新作業にご協力いただきました医療・介護関係者の皆様ありがとうございました。

当センターの業務の一つである医療・介護関係者に関する相談支援の中でも、この医療介護資源情報を活用させていただいております。専門職のみなさまにも一部の医療介護資源情報を活用していただけるように、当センターのホームページ内にある医療介護資源情報のページに掲載しております。ホームページ内にある医療介護資源情報は登録制であり、過去に情報公開・共有に同意された事業所にパスワードを配布しております。情報公開・共有を希望される方は当センターまでお知らせください。また、ホームページ上以外の情報に関しては一度、当センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。

資源情報の変更に関しては随時受付けておりますので、変更があった際はご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

三田市在宅医療・介護連携支援センターホームページ

→<https://renkei-sanda.hyogo.jp>

医療介護資源情報以外にも研修のお知らせや広報誌のバックナンバー等も確認いただけます♪



【在宅医療・介護連携コラム】

このコラムでは、地域の医療介護関係者の方々に「在宅医療・介護連携」について知っていただき、三田市地域で少しでも連携を取りやすくするために、情報発信していきたいと思っております。

今回は「地域包括ケアシステムにおける在宅医療・介護連携」について情報を発信していきたいと思っております。

1、そもそも「連携」とは？「在宅医療」とは？

<医療と介護における「連携」>

連携とは、1つの目的のために連絡を密に取り合っ、お互いに物事を行うこと。

在宅医療・介護連携の目的は、地域包括ケアシステムの目的と同じで、「医療と介護を要する人が、住み慣れた場所で自分らしい生活を継続することができるような体制作りを行うこと」です。

この目的のために医療・介護関係者が情報を共有し、必要な連絡と密に取り合う事が医療と介護における「連携」となります。

裏面に続きます

<在宅医療>

在宅医療は、次のように定義されています。（日本医師会 かかりつけ医の在宅医療より）
生活の場で、通院困難者に対して、患者と家族の意向をくみ、医療職が訪問して提供される
全人的包括的医療であり、望まれれば看取りまで支える医療のこと

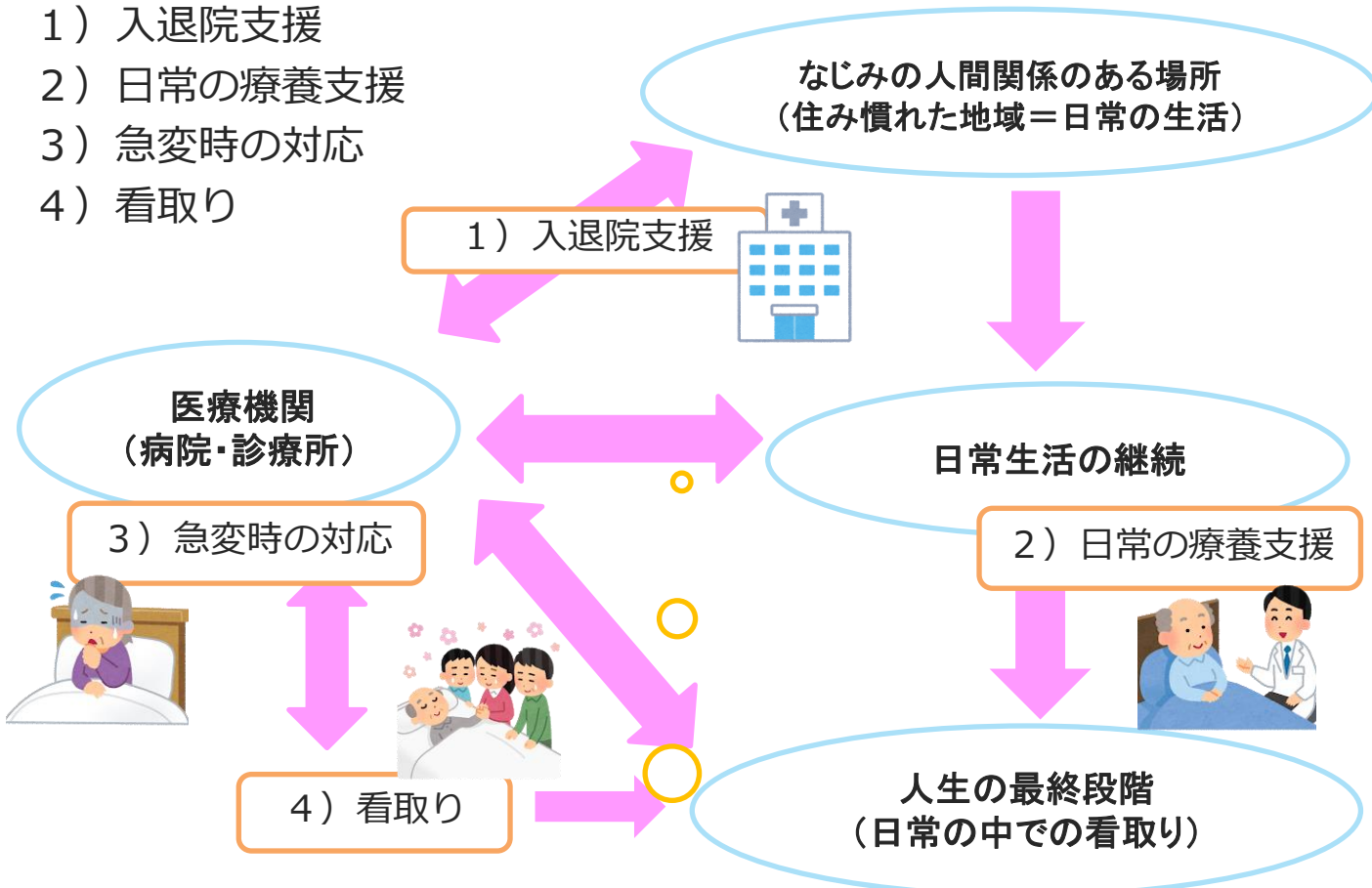
医療法における在宅等：病院・診療所以外の場所

2、在宅医療・介護連携についての考え方

☆「在宅医療・介護連携」のポイント☆

・在宅療養者の生活場面では、「医療と介護が連携した対応が求められる場面」として厚生労働省では次のような「**4つの場面**」について考える事を推奨しています。

- 1) 入退院支援
- 2) 日常の療養支援
- 3) 急変時の対応
- 4) 看取り



※各場面において、

- 1、地域における医療と介護の体制あり方（**目標**）を設定
- 2、**現状**はどうなっているのかを**分析**
- 3、分析から得た事実と目標の**ギャップ**（課題）を抽出
- 4、そのギャップ（課題）について、**対策案を検討し、実行**



・1～4を地域の医療介護関係者のみなさんが何度も繰り返すことで、在宅医療・介護の連携体制が構築されていきます。ただし、4の対策案を考える際には、地域包括ケアシステムにおいて不足する資源を充足していくことだけを解決としていません。限られた人材の中で、いかに効率よく円滑に医療介護を必要とする人を支えていくかという視点で、現状自分たちは、何ができるのかを日々の業務から一緒に考えていきましょう。